## 議案第45号

八幡浜市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について標記条例を次のように制定する。

令和5年9月5日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市奨学資金貸付条例の一部を改正する条例

八幡浜市奨学資金貸付条例(平成23年条例第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

改正後	改正前		
(奨学生の資格) 第4条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)~(4) (略)	<ul> <li>(奨学生の資格)</li> <li>第4条 奨学資金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</li> <li>(1)~(4) (略)</li> <li>(5) 他に同種の奨学金を受けていないこと。</li> </ul>		

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市奨学資金貸付条例の規定は、施行日以後に 申請する奨学資金の貸付けについて適用し、同日前までに申請する奨学資金の 貸付けについては、なお従前の例による。

## 提案理由

奨学生の資格要件を緩和し、利便性の向上を図るため。